

## 宮津のびのび放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、宮津のびのび放課後児童クラブ運営業務を委託するにあたり、良質なサービスの提供及び業務遂行能力を有する事業者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 宮津のびのび放課後児童クラブ運営業務
- (2) 業務内容 別紙「宮津のびのび放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 予算概要 委託料の上限額 20,800,000円（消費税及び地方消費税含む）  
提案見積金額は、この上限を超えてはならない。この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

### 3 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下、「法人等」という。）とする。

- ①宮津市内に活動拠点（法人等の本店又は支店等）を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないこと。
- ③破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④宗教活動や政治活動をその法人等の主たる目的としていないこと。
- ⑤宮津市税、消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- ⑥企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、宮津市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）に基づく入札停止措置を受けていないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- ⑧公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- ⑨私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていないこと。

#### 4 参加手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式 2）に必要書類を添えて提出すること。  
 なお、期限までに参加申込書の提出がない者からの提案は受け付けられないものとする。

##### (1) 参加申込書の提出

提出書類	ア 参加申込書（様式 2） イ 会社概要書（様式 3） ウ 宮津市税の滞納がないことの証明 エ 消費税及び地方消費税の納税証明 ※ウ及びエについては、発行日から 3 か月以内のもの。コピー可。 オ 法人の業務実績一覧表（様式 4） カ 商業登記簿謄本 履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの） キ 法人の概要が分かる資料（リーフレットなど） ※追加資料の提出を求める場合がある。
提出期限	令和 3 年 11 月 5 日（金）午後 5 時 15 分 必着
提出方法及び提出先	教育委員会事務局学校教育課学校教育係に提出すること。 郵送の場合は期限内に必着のこと。
提出部数	11 部（正本 1 部、副本（コピー可） 10 部）

##### (2) 企画提案書等の提出

提出書類	①企画提案書（任意様式） 企画提案書には、下記の内容を記載すること。 ア 運営方針について ・応募動機、基本理念、運営方針、目標等 イ 事業内容について ・指導計画、年間行事計画等 ・支援の必要な児童の受入体制 ウ 安全管理について ・児童の事故防止及び衛生管理 ・防災・防犯対策及び災害発生時の対応 ・児童の人権擁護・虐待防止の取組 ・個人情報の管理
------	---

	<p>エ 職員体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保の方策、職員の処遇及び労働安全衛生</li> <li>・組織体制、職員配置、緊急時の連絡体制</li> <li>・人材育成、研修計画</li> </ul> <p>オ サービス提供に関する評価・反映について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者及び児童のニーズ把握、対応方針</li> <li>・保護者及び児童への相談支援体制、苦情処理体制</li> <li>・自己評価の取組</li> </ul> <p>カ 地域及び関係機関等との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、学校及び関係機関等との連携・協力</li> <li>・地域との連携・交流</li> </ul> <p>キ 特色ある取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成に向けた創意工夫のある取組</li> </ul> <p>②見積書及び見積積算内訳書（任意様式）</p> <p>見積金額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの運営受託に要する費用とし、積算内訳には人件費、需用費等の内訳を記載すること。積算にあたっての費用分担は「宮津のびのび放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」によるものとする。</p>
提出期限	令和3年11月19日（金）午後5時15分 必着
提出方法及び提出先	教育委員会事務局学校教育課学校教育係に提出すること。 郵送の場合は期限内に必着のこと。
提出部数	11部（正本1部、副本（コピー可）10部）

## 5 審査及び選考方法

企画提案書等の審査及び業務受託候補者選考は、宮津市放課後児童健全育成事業委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

### （1）開催日時及び開催場所

日時：令和3年11月25日（木）（予定）

場所：宮津市福祉・教育総合プラザ（予定）

※日程が決定し次第、参加資格者へ電子メールで通知するものとする。

※参加資格者数によって、別途日程を設けることがある。

### （2）実施方法

ア 企画提案書について、プレゼンテーションによる説明を行うこと。なお、プレゼンテーションの内容は、企画提案書の記載事項の範囲内とする。また、追加資料等の配布は認めない。

イ 所定時間は、説明25分以内、質疑応答10分程度、準備・片付け5分程度とする。

ウ 説明者は、業務責任者又は担当責任者とする。また、人数は4名以内とする。

エ プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。ただし、パソコンは、各事業者で準備すること。

### (3) 選定基準及び配点割合

提案内容における選定基準及び配点割合は、次の「表1 評価基準表」のとおりとする。

### (4) 選考方法

選考委員は、提出書類及びプレゼンテーションの内容について選定基準に基づき評価を行う。選考委員会は、選考委員による評価点の総得点を元に順位を決定し、業務受託候補者を選考する。提案者が1者の場合であっても、審査、評価を行い、評価点の合計点数が満点の6割に満たないときは業務受託候補者を選考しないものとする。

### (5) 選考結果の通知

選考結果は全提案者に書面にて通知するとともに、業務受託候補者を官津市ホームページ上で公表する。

## 6 質疑応答等

本業務に関して質問がある場合は、令和3年10月29日（金）までに質問票（様式第1号）を電子メール又は郵送により提出すること。質問等への回答は、随時、官津市ホームページ上で公表する。ただし、最終回答は、令和3年11月2日（火）とする。

施設見学を希望する場合は、令和3年10月29日（金）までに電話又は電子メールにて申し出ること。別途、見学日時を調整するものとする。

## 7 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (4) その他選考委員会が本募集要領に違反すると認めるとき。

## 8 契約の締結

選考委員会で選考された業務受託候補者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議のうえ、令和4年度官津市一般会計歳入歳出予算の成立後に業務委託契約を締結する。

## 9 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選考作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (4) 参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は官津市情報公開条例及び官津市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (6) 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。

## 10 プロポーザルの実施スケジュール

内 容	日 程
実施要領の配布（公募開始）	令和3年10月15日
参加申込書受付	令和3年10月15日～11月5日
質問・施設見学の受付期限	令和3年10月29日
質問の回答	令和3年11月2日までに
企画提案書等提出期限	令和3年11月19日
審査（プレゼンテーション等）	令和3年11月25日（※予定）
審査結果の公表・通知	令和3年11月29日（※予定）

※各実施日は、適宜調整することがある。

※書類受付は土日祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

## 11 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒626-8501 宮津市字浜町 3012（宮津市福祉・教育総合プラザ4階）

宮津市教育委員会事務局 学校教育課学校教育係

電話：0772-45-1641 FAX：0772-22-8438

E-mail: gakkou@city.miyazu.kyoto.jp

表1 評価基準表

審査項目	評価点
<p>①運営（経営）状況について</p> <p>経営体制、運営能力は十分か。【法人等に関する書類】</p>	
<p>②運営方針について</p> <p>応募動機、基本理念、運営方針、目標等が放課後児童クラブの運営に効果的であるか。</p>	
<p>③事業内容について</p> <p>児童の発達段階に応じた事業内容、指導計画、年間行事計画が立てられているか。</p> <p>保護者や学校との情報共有・連携など、支援が必要な児童を受け入れる体制が構築されているか。</p>	
<p>④安全管理について</p> <p>児童の安全確保、健康管理等の対策が図られているか。</p> <p>防災・防犯対策及び災害発生時の対策が図られているか。</p> <p>施設の衛生管理の対策が図られているか。</p> <p>児童の人権の擁護・虐待防止の措置が講じられているか。</p> <p>個人情報の取扱いが管理徹底されているか。</p>	
<p>⑤職員体制について</p> <p>人材確保の方策、職員の処遇が具体的に考えられているか。</p> <p>組織体制、職員配置、連絡体制は適切に構築されているか。</p> <p>職員の資質向上を目的とした有効な研修計画が立てられているか。</p>	
<p>⑥サービス提供に関する評価・反映について</p> <p>サービスの質の向上に向けて、保護者や児童のニーズを把握し、対応する仕組みが考えられているか。</p> <p>保護者と連携を図る手段や、保護者及び児童からの相談や苦情に対応する体制が構築されているか。</p> <p>自己評価の取組が考えられているか。</p>	

審 査 項 目	評価点
<p>⑦地域及び関係機関等との連携について</p> <p>運営を円滑に実施するため、行政や学校・関係機関等と連携協力体制が構築されているか。</p> <p>地域との連携や交流の取組など、地域に開かれた活動となっているか。</p>	
<p>⑧特色ある取組について</p> <p>児童の自主性、社会性、創造性を向上する創意工夫のある取組が考えられているか。</p> <p>子育て支援の向上につながる取組が考えられているか。</p>	
<p>⑨見積金額について</p> <p>適正な見積が示され、見積上限額の範囲内か。</p> <p>(予定金額－提案金額) / 予定金額 × 配点</p>	
<p>⑩プレゼンテーション</p> <p>分かりやすく説得力のある説明がなされているか。</p> <p>本業務への熱意、意欲は感じられたか。</p> <p>事業の遂行能力、企画提案内容の実現可能性は十分か。</p>	
<p style="text-align: center;">合 計</p>	